

# 個人情報の開示について

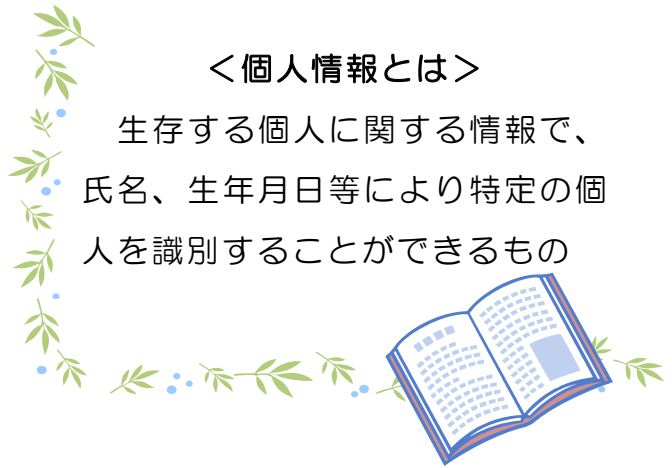
個人情報保護制度とは、市が保有している個人情報を適正に取り扱うことにより個人の権利利益を保護するものです。

## <公開の請求ができる人>

何人も、市の職員が職務上作成し、又は取得した文書、電磁的記録等であって、組織的に用いるものとして、保有している自己の個人情報の開示を請求することができます。

## <個人情報とは>

生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日等により特定の個人を識別することができるもの



## <公開できない個人情報>

次の情報が含まれているときは、開示できないことがあります。

- ①法令等の定めで公開することができないとされている情報
- ②開示することにより本人の健康等を害するおそれのある情報
- ③開示請求者以外の個人が識別され得る情報
- ④企業や個人事業者の事業活動に不利益を与えるおそれがある情報
- ⑤開示することにより個人の生命、財産等の保護に支障が生じる情報
- ⑥意思決定の途中の情報で、開示により市の適正な意思決定ができなくなるもの
- ⑦公開により事業の公正で適切な執行が妨げられる情報
- ⑧事務・事業の実施の目的を失わせたり、円滑な実施を著しく困難にするおそれがある情報
- ⑨市の機関以外の関係者との協力関係が損なわれるおそれがある情報
- ⑩合議制機関等の公正で円滑な議事運営が損なわれるおそれがある情報
- ⑪下関市個人情報保護審査会の意見を聴いて、開示しないことについて公益上の必要があるもの

～ 手 続 の 流 れ ～

情報公開窓口

請求したい自己の個人情報の開示を請求します

(本人を証明する書類の提示)



担当課



開示文書に非開示情報がないかなどを検討し、  
請求者に通知します

公 開



閲覧は無料ですが、  
写しの交付は費用が  
かかります

情報公開窓口で交付します



非 開 示

非開示の決定に不服があるときは、  
不服申立てをすることができます



不服申立て

決定通知



担当課

諮問

答申



個人情報保護審査会